

令和6年度  
玉津小学校いじめ防止基本方針

宇和島市立玉津小学校

〒799-3742 宇和島市吉田町法花津7番地333

TEL (0895) 52-1007 FAX (0895) 52-1638

## 1 「いじめ」とは

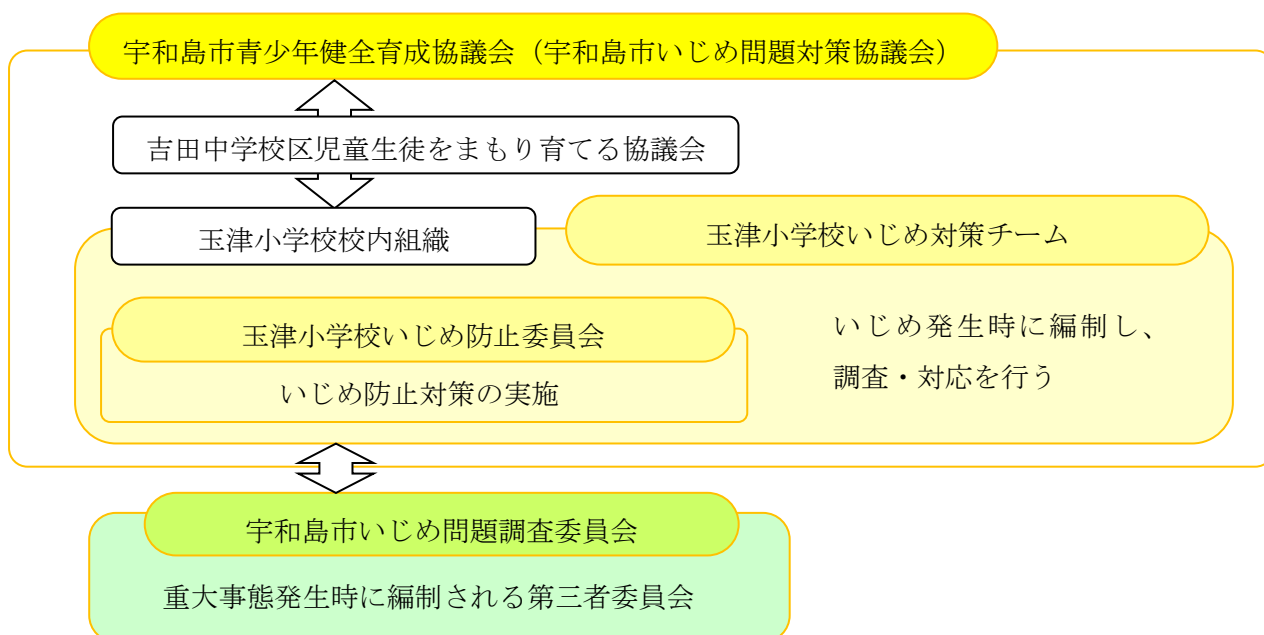
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日)

玉津小学校では、「安全・安心な学校づくり」のため、「いじめ」に対し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」「組織的対応」に的確に取り組みます。次の「いじめ」についての共通認識の下、「チームで取り組むいじめ対策」を行い、「いじめ」の起きない、起きても全員で協力して解決する学校をめざします。

- ① いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ② いじめは、どの児童にもどの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止委員会の設置といじめ対策チームの編制

いじめの防止等に関する取組を、具体的、実効的に行うため、校内に校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等による「玉津小学校いじめ防止委員会」を設置します。また、いじめが発生した場合は、学級担任の他、必要と認められる教職員を加え、「玉津小学校いじめ対策チーム」を編制します。なお、重大事態等、いじめの状況に応じて市内の組織に協力を求めます。



### 3 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止のために、全ての教職員が次のことを共通して実践します。

#### (1) 学級経営の充実

- ア 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- イ 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- エ 学級のルールや規範を定め、児童が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- オ 定期的に行う生活アンケート、児童の欠席・遅刻・早退の回数、表情や体調の変化などから、兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。
- カ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。

#### (2) 授業中における生徒指導の充実

- ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- イ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して児童の学び合いを保障する。
- ウ 集団への関わりに消極的な児童には、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感をもてるように配慮する。
- エ 教科担任として、自らの教科経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。

#### (3) 道徳教育の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

#### (4) 学級活動の充実

話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図り社会性を育てるとともに、いじめの問題等に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

#### (5) 学校行事・児童会活動の工夫

児童が主体となって取り組む活動を通じて、達成感や自己肯定感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

#### (6) 課外体育経営の充実

児童が主体的に活動し、仲間を認め合い、所属感を高める課外体育経営に取り組む。

#### (7) 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実

生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を発達段階に応じて具体的にを行う。

#### (8) 情報モラル教育の充実

各教科や道徳、学級活動等、教育活動全体を通して関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組むとともに、保護者への啓発に努める。

#### (9) 発達障がいのある児童へのいじめの防止

障がい特性の理解や具体的な関わり方の共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

#### (10) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめの防止

性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や本人への配慮等

の必要な対応をとる。

#### (11) 保育園・中学校との連携の充実

保育園・中学校との情報交換や交流会を通して、個々の児童理解と人間関係の把握に努め、中1ギャップの起きにくい環境の構築に努める。

### 4 いじめの早期発見

いじめは大人の見えないところで行われていること、親に心配をかけたくないなどの心理が働きいじめられている本人からの訴えは少なくなる傾向があります。玉津小学校では、次のことを通じて、いじめの早期発見に努めます。

- ① 教職員と児童との日常の交流を通しての発見
- ② 複数の教職員の目による発見
- ③ アンケート調査の実施と分析
- ④ 教育相談やカウンセリングを通じた実態把握
- ⑤ 学級内の人間関係を客観的に把握

また、いじめの態様と抵触する可能性のある刑法法規を知ることが、未然防止、早期発見のためにも大切です。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる [脅迫、名誉毀損、侮辱]
- 仲間はずれ、集団による無視
- ※ 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする [暴行]
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする [暴行、傷害]
- 金品をたかられる [恐喝]
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする [窃盗、器物破損]
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする [強要、強制わいせつ]
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる [名誉毀損、侮辱]

### 5 いじめの早期対応・組織的対応

#### (1) いじめ問題の早期解決のための事実関係の把握

ア 聞き取るべき内容等、留意すべきことを確認する。

- ◇ 誰が誰をいじているのか? [加害者と被害者の確認]
- ◇ いつ、どこで起こったのか? [時間と場所の確認]
- ◇ どのような内容のいじめか? どのような被害を受けたのか? [内容]
- ◇ いじめのきっかけは何か? [背景と要因]

○ 当事者のみならず、第三者、保護者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、必ず複数で行う。

イ 事実確認は、被害、加害、関係する児童を個別に同時進行で行う。

- 「事実確認」と「指導」を明確に区別する。
- 保育園や中学校との連携により、該当者の今までの人間関係、生活環境について明確にする。

ウ 聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「児童の心理」等のいじめの全体像を把握する。

- 徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を行う。

エ 聞き取った情報は記録をとり、今後の対応や指導に生かす。

#### (2) いじめを受けた児童又は、その保護者に対する支援

ア 被害児童に対して

- 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信を持たせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 被害児童の保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(3) いじめを行った児童や周りの児童に対する指導又は、その保護者に対する助言

ア 加害児童に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

ウ 加害児童の保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(4) その他いじめの防止等に関する措置

学校教育法の規定に従い、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に、当該児童に対して懲戒（体罰とは異なります）を加えることができます。さらに、指導の効果が上がらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、教育委員会は、加害児童及びその保護者に対して出席停止の措置を速やかに講ずることができます。

その他、いじめられた児童をいじめから守り抜くために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について保護者との協議を行い、弾力的に対応します。

## 【いじめの早期対応・組織的対応の流れ】

### いじめの未然防止に向けた取組・いじめ防止委員会の取組

- ◇ 学級経営の充実 ◇ 授業中における生徒指導の充実 ◇ 道徳教育の充実 ◇ 学級活動の充実
- ◇ 学校行事・児童会活動の工夫 ◇ 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実
- ◇ 課外体育等の充実 ◇ 情報モラル教育の充実 ◇ 発達障がいのある児童生徒へのいじめ防止
- ◇ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめの防止
- ◇ 保育園・中学校との連携の充実

### 情報のキャッチ

- ◇ 教職員の気付き ◇ 同僚教職員からの報告 ◇ 被害児童からの訴え ◇ 地域からの情報
- ◇ 「アンケート」の回答・結果 ◇ 周囲の児童からの訴え・報告 ◇ 保護者からの訴え・報告

### 一次対応（初期対応）

- |           |           |           |            |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| ◆ 被害児童    | ◆ 加害児童    | ◆ 関係する児童  | ◆ 保護者      |
| ◇ 事実関係の把握 | ◇ 事実関係の把握 | ◇ 事実関係の把握 | ◇ 事実関係の報告  |
| ◇ 安全確保    |           |           | ◇ 家庭への協力要請 |
| ◇ 心のケア    |           |           |            |

#### いじめ対策チームの編成

- 共同体制の確立（調査班、対応班）
- 対応方針の決定  
(いつ、誰が、どのように対応するか)

教育委員会

児童相談所・警察など

### 二次対応（短期対応）

- |                  |                       |                            |                     |
|------------------|-----------------------|----------------------------|---------------------|
| ◆ 被害児童           | ◆ 加害児童                | ◆ 学級での指導                   | ◆ 保護者               |
| ◇ チームによる<br>観察支援 | ◇ いじめの態様に<br>応じた指導・支援 | ◇ 当事者意識の高揚<br>◇ 共感的人間関係づくり | ◇ 取組の経過報告<br>◇ 情報交換 |
| ◇ 安全確保           | ◇ 心のケア                |                            |                     |
| ◇ 心のケア           |                       |                            |                     |

### 三次対応（長期対応）

- |                    |                  |            |          |
|--------------------|------------------|------------|----------|
| ◆ 被害児童             | ◆ 加害児童           | ◆ 学級での指導   | ◆ 保護者    |
| ◇ 継続的な観察支援         | ◇ 継続的な指導・支援      | ◇ 集団づくりの充実 | ◇ 定期的な連絡 |
| ◇ 心のケア             | ◇ 心のケア           |            | ◇ 情報交換   |
| ◆ 全校での指導           |                  |            |          |
| ◇ 全教職員で児童を見守る体制づくり | ◇ 「アンケート」の定期的な実施 |            |          |

いじめ問題の解決

心の居場所づくり・絆づくり

## 6 重大事態への対応

玉津小学校いじめ対策チームの調査により重大事態と認められるとき、校長は必要な調査ができるよう宇和島市教育委員会に求め連携を図る。

いじめ問題の解決に向けては、透明性、公平性、中立性を重視する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（○児童が自殺を企図した場合○身体に重大な傷害を負った場合○金品等に重大な被害を被った場合○精神性の疾患を発症した場合）
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間 30 日を目安とする）（いじめ防止対策推進法）

- (1) 宇和島市教育委員会の指示を受け、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行います。
- (2) 学校の設置者又は学校は、(1)の調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供します。
- (3) 学校は、重大事態が発生した旨を宇和島市教育委員会に報告します。
- (4) 教育委員会は、重大事態か否かの判断を行い、速やかに宇和島市長へ報告します。

※ 宇和島市長等は、必要と認めるときは(1)の調査の再調査を行うことができ、その結果を踏まえて必要な措置を講じます。

## 7 いじめ問題への具体的な指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、次の年間の指導計画の下、学校全体でいじめ問題に取り組みます。

月	4	5	6	7	8		
職員会議	玉津小学校いじめ防止委員会の設置	事案発生に応じ、いじめ対策チームを直ちに編成・対応		玉津小学校いじめ防止委員会 2学期の計画		※ 学校評価アンケートは、児童・保護者・教職員・学校評議員対象に行い、いじめに関わる項目を必ず入れる。 ※ 生活アンケートについては、必要に応じて実施する。 ※ 人権参観日や学校行事、PTA活動を利用して、保護者への啓発を行う。 ※ 地域人材等を活用して、児童の人権意識を醸成する。	
未然防止の取組	職員研修 いじめ防止基本方針の確認	PTA総会での方針説明		学校評価・CSでの報告			
早期発見の取組	学級集団 縦割り班等による人間関係づくり		学校評価アンケートの実施	日記指導 短作文指導 教職員の情報交換 生活アンケート			
月	9	10	11	12	1	2	3
職員会議	事案発生に応じ、いじめ対策チームを直ちに編成・対応						
未然防止の取組	人権参観日での啓発	学級集団 縦割り班等による人間関係づくり			学級集団 縦割り班等による人間関係づくり		
早期発見の取組			学校評価アンケートの実施	日記指導 短作文指導 教職員の情報交換 生活アンケート			

資料 「いじめ」のサインを見逃さない

<学校でのチェックポイント>

※こんな様子が見られるようになったら

- 遅刻・欠席が増える。
- 教室に入りたがらない。
- 急に学習への意欲を失う。
- 当番活動や休み時間に一人でいる場面が多い。
- 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる。
- 紛失物が多くなる。
- 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える。
- 給食を食べ残すことが多くなる。
- からかわれることが多くなる。
- 遊びの仲間に入れない。
- 表情が暗くなる。
- 仕事を押し付けられる。
- ケガやキズが多くなる。



※迅速な対応をこころがけよう



- 当該児童・生徒の様子を注意深く観察する。
- 自然な声かけを行い、教師との人関係を築いていく。
- 親身になって本人から聞き出す。
- 他の先生方からも情報を収集すると同時に、児童・生徒の様子を観察してもらう。
- 様子がおかしい場合は、初期の段階で、学年の先生や管理職等に報告する。
- 速やかに家庭と連絡をとる。
- 平素の教育活動の中に、望ましい人間関係を築くための指導を取り入れる。

<いじめる側の子どもたちの行動傾向にも注意をしましょう>

- ◆ 教室や廊下・階段で、仲間同士で集まってはヒソヒソ話をしている。
- ◆ まじめな子を冷やかしたり、仲間だけにわかるようなサインや隠語を使ったりする。
- ◆ 特定の者の失敗や規則違反に敏感に反応する（やじを入れたり、非難したりする）。
- ◆ 遊んでいるときに、自己中心的な言動が目立ち、ボスの存在になりたがる。
- ◆ 感情の起伏が激しく、行動に裏表が見られる。

<家庭でのチェックポイント>

※こんな様子が見られるようになったら

- 学校の話をしなくなる。
- 友達のことを話さなくなる。
- 登校時に体の不調を訴える。
- 感情の起伏が激しくなる。
- きょうだいや物にあたりちらす。
- 寝つきが悪く、寝不足が続く。
- 急に食欲がなくなる。
- 下校後の服の汚れや破れが目立つようになる。
- 持ち物にいたずら書きをされている。
- ケガやキズを負って帰ってくる。
- 電話を受けた後、落ち着かない。
- 突然友達に呼び出される。
- 人に物を貸すことが多くなる。
- 家からお金を持ち出す。



※迅速な対応をこころがけよう



- 学校に家庭での様子を相談する。
  - 子どもの生活の様子や態度の変化に注意する。
  - 何気ない会話や親子のコミュニケーションを心がける。
  - 親子の信頼関係に自信をもって、子どもとよく話し合う。
  - 子どもの立場に立って話を聞いてあげる。
  - 子どもを守ってあげるという強い姿勢を見せる。
  - 変化が見えた時点で、学校に速やかに相談する。
  - 教育相談室「わかたけ」等に相談する。
  - 他の保護者から情報を得る。
- <一人で悩まないことが大切です>